

政令第 号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二十六条第一項及び動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（特定動物）」に改め、同条中「第十六条」を「第二十六条第一項」に改め、「含む」の下に「であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）別表第一の下欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のもの」を加える。

第二条中「第十八条第六項」を「第三十五条第六項」に改める。

別表の一の（二）のねこ科の項中「及びアジアゴールデンキヤット」を「、アジアゴールデンキヤット、スナドリネコ及びジャガラランディ」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第二十六条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長とする。）は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第二十六条及び第二十七条の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、これらの規定の例により許可を受けたときは、施行日において新法第二十六条第一項の規定により許可を受けたものとみなす。